

地域農業と市場をつなぐ米流通拠点整備基本・実施設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月
つくばみらい市市民経済部産業経済課

目次

1. 業務の概要	1
2. 公募型プロポーザル方式による業務事業者選定	2
3. 参加資格要件	2
4. 参加申請及び申請に係る質問の受付及び回答	3
5. 審査	6
6. 参加辞退	7
7. 失格事項	8
8. 選定後の手続等	8
9. その他の留意事項	8
10. 各書類提出先及び問い合わせ先	8

地域農業と市場をつなぐ米流通拠点整備基本・実施設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

地域農業と市場をつなぐ米流通拠点整備基本・実施設計業務

(2) 業務の目的

本市は、古くから自然条件、地理的条件等に恵まれた優良農業地帯であり、特に米の生産が盛んである。現在、持続可能な農業の実現を図るため「みらい型農業」を推進しており、その取り組みが奏功し、市内外において市内産米の認知度が高まるとともに、ふるさと納税の返礼品としても大変人気となっている。今後、この返礼品としての需要に適切に対応できる米の確保や、販路拡大による米農家の更なる所得向上が重要である。

そのような中、米の保管、精米、配送等を効率的かつ効果的にワンストップで行える米流通拠点を整備することで地域農業と市場を効果的に繋ぎ、上記需要に適切に対応し、更には金芽米による市民の健康づくりや賑わいの創出など「つくばみらい市の米」を基軸とした好循環を生み出していくことを業務の目的とする。

(3) 業務内容

- ・ 米流通拠点整備に伴う基本・実施設計業務
- ・ 設計業務に伴う監理業務
- ・ 米流通拠点整備に伴う関係法令手続き業務

(4) 仕様等

別添「地域農業と市場をつなぐ米流通拠点整備基本・実施設計業務公募型プロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後打合せの中で変更する場合がある。契約後の変更については、その都度市と協議とする。

(5) 履行期間又は履行期限

- ・ 基本・実施設計業務 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

- (6) 業務の実施場所
米流通拠点整備事業用地内(つくばみらい市福岡地内)
- (7) 費用の上限額
21,230,000 円(消費税及び地方消費税含む)

2. 公募型プロポーザル方式による業務事業者選定

受託を希望する者は、公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に参加申請を行い、以下のとおり提案を行うこと。

提案内容等について審査の上、最も優れた能力を有すると認められるものを業務委託契約候補者(以下「候補者」という。)とする。

なお、本プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加者の負担とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件全てを満たす者とする。

- (1) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者。
- (2) 茨城県内に事業所を有する者。
- (3) 本事業の趣旨を理解し、滞りなく遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有する者。
- (4) 直近 5 年間で本市が発注する業務の受託実績があること。
- (5) 施設建設工事に伴う施工監理業務の受託実績があること。
- (6) 国庫補助金・交付金を活用した施設の設計業務受託実績があること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者。
- (8) 民事再生法(平成 11 年 12 月法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (9) 破産法(平成 16 年 6 月法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (10) 会社更生法(平成 14 年 12 月法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (11) 茨城県及びつくばみらい市から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (12) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(13) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、つくばみらい市暴力団排除条例(平成 24 年つくばみらい市条例第 6 号)第 2 条第 1 号から同条第 4 号に規定する者がいないこと。

(14) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4.参加申請及び申請に係る質問の受付及び回答

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、所定の日時まで、次の募集関係書類を提出すること。

書類番号	書類名等
①	参加表明書(様式第1号)
②	会社概要書(様式第2号) ※業務にあたって必要な資格(許可・登録・認定等)の写しを添付すること。
③	業務実績調書(様式第3号)
④	誓約書(様式第4号)
⑤	役員名簿(様式第5号)
⑥	業務実施体制調書(様式第6号)
⑦	配置予定技術者等の資格及び実績(様式第7号) ※資格証の写し等参加資格を確認できる書類等を添付すること。
⑧	事業計画書(様式第8号) ※施設配置図・平面図・立面図・外観パース等(様式任意)を添付すること。
⑨	見積書(任意様式) ※設計、工事、監理費、機械設備費等について、仕様書の内容を踏まえた内訳書を添付すること。
⑩	事業工程表(任意様式)
⑪	財務諸表の写し(直近3年度分) ※事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録。これらが無い場合は、これらに準ずる書類
⑫	履歴事項全部証明書(3か月以内に取得したもの)
⑬	印鑑登録証明書(3か月以内に取得したもの)
⑭	定款、規約又はこれらに準ずる書類
⑮	国税及び地方税(都道府県・市区町村)に関する納税証明書(未納がないことの証明書)※過去1年分 【参考】 国税庁 HP https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm 茨城県 HP https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/somu/zeimu/0028n0010.html ※市区町村税については各市区町村の税務担当窓口で取得すること。

※ 事業計画書の作成及び提出に当たっては、仕様書の内容を踏まえるとともに、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないようにすること。計画の内

容が明らかに達成できないことを確認した場合には、事業者選定の決定を取り消す場合がある。それに伴い申請者が損害を被った場合であっても、市は一切責任を負わず、賠償もしないものとする。

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 22 日(火) 午後 5 時(必着)

(3) 提出部数

- ・ 紙媒体 9部(原本 1 部、コピー8 部)
 - ※各部とも紙ファイル等に綴り提出のこと。
 - ※各種証明書類は原本を原本ファイルに綴ること。
 - ※各種図面、外観パース以外の書類は原則 A4 サイズとすること。
- ・ 申請書データ一式 1部
 - ※各種申請書類の押印済原本をスキャンしたものを CD-R等(USB不可)に保存提出のこと。
 - ※データ形式は申請書類一式を PDF 形式とするが、外観パースのみ JPG 形式とすること。

(4) 提出方法

郵送または持参(提出期限内必着)

※郵送の場合は必ず電話で到達の確認をすること。

(5) 提出場所

10. 各書類提出先及び問い合わせ先に記載

(6) 参加資格要件の審査

- ・ 提出された参加申請書に基づき、参加資格要件の審査を行う。
- ・ 必要に応じて、参加申請書提出者に対しヒアリングを行う。
- ・ 虚偽の記載事項がある場合、参加申請書は無効とする。又、提出書類に不備がある場合も同様とする。

(7) 参加資格確認の通知

- ・ 市は、当該公表において指定する期日までに参加資格の確認の結果を書面により通知するものとする。

- ・ 参加資格確認結果通知書により参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加希望者は、書面により市に対して、その理由について説明を求めることができる。
- ・ 市は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

(8) 申請に係る質問の受付及び回答

- ・ 受付期限
令和 7 年 7 月 11 日(金)午後 5 時まで
- ・ 受付時間
午前 9 時から午後 5 時まで(休日は除く)
- ・ 受付方法
質問書(様式第 9 号)をメールで下記メールアドレスに送付すること。
※送付した場合は必ず電話で到達の確認を行うこと。
※メール以外での質問は受け付けない。
提出先 E-mail: sangyoukeizai01@city.tsukubamirai.lg.jp
- ・ 回答方法
質問書を受け付けた日から 3 日以内に(休日は含まない)市 HP にて回答する。

(9) 提出された書類の取扱い

- ・ 事業計画書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とする。
- ・ 提出された書類は内容の変更及び返却不可とする。
- ・ 複数の事業計画書は提出不可とする。
- ・ 提出された事業計画書は提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- ・ 提出された事業計画書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、最優秀者の事業計画書類等の使用权は市に帰属する。
- ・ 提出された書類は、非公表とする。
- ・ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合には失格とする。

5.審査

事業者の選定は審査委員が行い、各委員が1位とした数が最多となった者を選定する。

また、同点の場合は、事業計画の配点の合計点について最高点となった者に決定する。なお、提案者が1者であってもヒアリング審査を実施し、全審査委員の評価点の合計点数が過半数を超える場合は候補者とする。

(1) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーション審査により審査を行う。

(2) 審査基準

書類審査の審査基準(計100点)	
評価項目	配点
① 事業者の実務実績	40
② 事業者・技術者等の資格要件	30
③ 業務実施体制	30

プレゼンテーション審査の審査基準(計200点)	
評価項目	配点
① 施設の設置目的の達成に向けた提案	40
② 施設配置計画	30
③ 施設内計画	30
④ 環境の配慮	20
⑤ 地域性、景観への配慮	20
⑥ 見積価格に関する評価	20
⑦ 施工計画	20
⑧ 地域貢献に関する提案	20

(3) プレゼンテーション審査予定日及び場所

- ・ 場所:つくばみらい市役所伊奈庁舎内
詳細は書類審査結果通知時に合わせて連絡する。
- ・ 日程:令和7年8月8日(金)
※場所、日程は変更する場合がある。

(4) プレゼンテーション審査対象者

書類審査の結果、上位3者とする。

※提案者が3者に満たない場合又は合計点が過半数以下の者が複数ある場合には、3者に満たない提案者を審査対象とする場合がある。提案者が1者の場合は、その者を審査対象者とする。

(5) 持ち時間

準備 5分

プレゼンテーション 20分

質疑応答 10分

片付け 5分

合計 40分

(6) プレゼンテーションの内容

提出した事業計画案に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加は認めない。

パソコン及びレーザーポインター等は提案者が用意すること。(プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。)

(7) 審査結果の通知

審査結果は郵送により通知する。

※選考の過程、結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

6.参加辞退

(1) 募集関係書類を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(2) 提出方法

郵送または持参

(3) 提出先

10. 各書類提出先及び問い合わせ先に記載

7.失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 審査委員又は事務局職員関係者に本プロポーザルに対する助言を求めた場合
- ・ **3.参加資格要件**を満たしていない場合
- ・ 申請書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合
- ・ 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- ・ その他、審査会が不適格と認めた場合

8.選定後の手続等

市は、候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。

本業務の業務委託仕様書は候補者が提出した提案書が基本となるが、この内容（見積含む）をもって直ちに契約内容とするものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず市と協議を行いながら進めるものとする。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとする。

9.その他の留意事項

- (1) 事業計画書の作成、応募等、本プロポーザル参加に要する費用、天災その他やむを得ない理由により所定の日時に審査が行えない場合等における損害についても全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

10.各書類提出先及び問い合わせ先

〒300-2492 茨城県つくばみらい市加藤237

つくばみらい市市民経済部産業経済課農業振興係(谷和原庁舎1階)

電話 0297-58-2111 FAX 0297-52-6024

E-mail:sangyoukeizai01@city.tsukubamirai.lg.jp